

平成28年太宰府市議会第4回(12月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成28年12月7日(水)

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

[平成28年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

平成28年12月7日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第85号 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について
日程第2 議案第86号 大宰府展示館の指定管理者の指定について
日程第3 議案第87号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
日程第4 議案第88号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
日程第5 議案第95号 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について
日程第6 議案第96号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第7 議案第97号 太宰府市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第98号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の全部を改正する条例について
日程第9 議案第99号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第104号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	長谷川公成	議員
委員	神武綾	議員	委員	徳永洋介	議員
〃	有吉重幸	議員	〃	森田正嗣	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	石田宏二	教育部長	緒方扶美
市民福祉部長	濱本泰裕	教育部理事	江口尋信
総務部理事 兼公共施設整備課長	原口信行	議会事務局長	阿部宏亮
総務課長	田中縁	文書情報課長	百田繁俊
経営企画課長	山浦剛志	管財課長	寺崎嘉典
防災安全課長	齋藤実貴男	税務課長	吉開恭一
納税課長	千倉憲司	社会教育課長	中山和彦
学校教育課長	森木清二	文化財課長	城戸康利
文化学習課長併 中央公民館課長併 市民図書館課長	木村幸代志	会計管理者 兼会計課長	小島俊治
監査委員事務局長	渡辺美知子	議事課長	花田善祐

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 力 丸 克 弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第85号 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第85号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） おはようございます。

議案第85号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本市では市内の学童保育所を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、平成25年度7月から学童保育所の管理運営業務を指定管理者制度によって行っております。

現行の指定管理期間は平成29年3月までとなっているため、2期目となる指定管理期間の学童保育所（15施設）の管理運営業務を行う管理者の募集を実施し、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、株式会社テノ・サポートが平成29年4月から平成34年3月までの5カ年にわたり候補者として選定をされましたので、このことについて議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そのテノ・サポートという会社なのですが、多分いろいろな実績がおありになってそういう選定に至ったと思いますが、ちょっと説明をお願いできますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 審査の内容としましては、2社応募がありまして、それに基づいて、選定委員会の中で書類選考が11月15日に審査があり、2次審査として面接が11月16日というところでやっております。

その中で、面接、プレゼンテーション等、質問等あった中で、テノ・サポートの決定に係る

優位な点といたしましては、プレゼンテーションが審査項目を網羅して具体性があった。県内の近隣の学童保育所の指定管理を持っているということで、ちなみに太宰府市のほかに宗像市、那珂川町、新宮町の指定管理を持っていると。応募者の子育て関連施設運営の経験が豊富で能力がすぐれている。あとは、学童支援員の研修体制が充実している。危険管理への対応、体制が確立しており、マニュアル化もきちんと整備されている。あと、法的な知識があり、学童関連の法令改正等の情報も熟知されているということで、テノ、サポートのほうに最終的に決定をしたという形になっております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございせんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 選定委員会が開かれたということですが、委員会が7人以内の委員をもって組織されるということになっていますが、部長より課長相当職であり、市長が適当と認める者が入れるようになっていますが、今回はどなたが入られてか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 太宰府市の指定管理者制度運用ガイドラインに基づいて選定委員は決まっております、今、神武委員さんが言われますように、その点につきましては、まず現在の担当であります私、社会教育課の課長が入りまして、機構改革で4月からこの業務が移ります保育児童課長、その2名を加えた形での6名ということで、選定委員会のメンバーとなっております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） ありがとうございます。

テノ、サポートさんは今まで指定管理されていたテノ、コーポレーションが企業名が変わったということなんですけれども、一般質問でもいろいろ申しあげましたけれども、子どもたちがなかなか行きづらくなっているというような面が保護者の方からは上がっていましたが、今回の選定に当たっては、テノさんとそのような話、改善をするような審査はできたでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） プレゼンテーションされた中で、要は支援員さんの質の向上という形での内容等も出していただき、当然委員さんが言われてあります、そういう内容も含めて、4月、当然今からでもありますけれども、そういうところを含めて今後詰めていきながら、支援員の向上に努めていくということで、今テノさんと話をしている状況です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（神武 綾委員） もう一点。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 最後にお聞きしますけれども、指定管理制度は人件費を安く抑えるための制度になっています。学童保育がそれになじまないとは思っているんですけども、公の施設の指定管理制度について資料がありまして、この中で指定管理業者に対してのいろいろな調査が行われていまして、契約を結ぶ際に、労働法令の遵守、それから雇用労働条件の配慮について選定期間や協定等に提示をするというようなことが、それをしているかしていないかというアンケートがとられているんですけども、全国的に見て、市町村では60%ぐらいしかそういう協定を結んでいないという結果が出ているんですが、それについては太宰府のこの学童の契約のときに、労働条件のほうについての確認は行っていますでしょうか。書類として残してありますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 指定管理が最終的に議会のほうで議決されましたら、まず基本協定というのを結びまして、その年度、例えば5年間で、その都度その都度年度協定のというのを結ばさせていただいております。

もともと基本協定の中には、当然配置すべき人数、そこいらの部分とか、あとローテーションの部分とか、そういうところの資料も見せていただきながら、運営を一緒になって進めてまいりますので、きちんと取り交わしているかということ、そういう形はとっておりませんが、そこいらの内容につきましては、十分市としても把握した上で運営していくということを考えているところです。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 学童保育が6年生までになって、希望者、一昔前に比べると大分増えてきているんじゃないかなと思いますけれども、そういう現状を教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 確かに、今委員さん言われますように、今現在は6年生までということになっておりますが、実際のところ、今のところ4年生以上につきましては、人数的にそう多くはないというのが現実です。

いろいろな話を聞きますと、もう5年生、6年生になると、学童に行くよりも自宅のほうでという子どもさんの意向も結構強くて、学童に行くと、小さいお子さんのお世話をしたりとか、そういうことが主になってきたりするものですから、子どもさんとしては学童よりもということの気持ちが強いということで、そこまで大きく増えている状況ではないと思っています。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 今、15学童あるんですけども、これらの備品というか、子ども

たちが遊ぶ遊具というか、例えば一輪車だったり、竹馬だったり、いろいろ遊ぶ物があると思
うんですけども、あれの管理はもう指定管理者に任せているところですか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 今言われました備品管理といいますか、遊具とか遊び、それにつ
きまして基本的には指定管理者のほうの管理をしていただいているところですか。

○委員長（門田直樹委員） 副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） それが古くなって、もうぼろぼろで使えないとかなった場合は、
各学童のほうから、例えばこういった備品を購入してくれとかという要望は上がってきたとき
に市のほうで対処するという形ですか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 要望が上がってきたときに、予算等もやりながら、必要性をいろ
いろ考えながら購入して行って、また渡していくような形になっているかと思います。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

済みません、私から1点。

全体的なこと、先ほど神武委員のほうからいろいろ質問があったけれども、まずは契約、
事業の概要を委託というか契約する、それで金額とかそういったもの、それから協定で、そし
て仕様書と。そもそも契約の中で、たしか仕様書とか協定を遵守し、あるいはそれに従うと
か、何かそういうふうな文言があったと思うので、もちろん大きなところは当事者同士の話し
合いになるけれども、管理を続けさせる上で、いろいろな指導というか、かわりというの
はそういう形で持っていくということだろうと。もう少し言うと、フレキシブルにやってい
けるというふうなことなのかというのが1点と。

もう一つが、これで1つの期間が終わるんですけども、おおむねよくなっているという
と語弊があるけれども、問題がないと、一度全協だったかではお答えいただいたんですけども、
やはりそういうふうなご認識だろうから続けるんだろうけれども、特に大きな問題が起きた
り、あるいは苦情であったり、軽微なものは置いておいて、市として今後もこれは有効である
というか、こういう形がとお考えなのか、2点聞かせてください。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 1点目です。

1点目は、今委員長言われますように、当然基本協定書の中にも、基本的ないろいろな責
任、リスクの分担とか、そういう部分につきましてはきちんとうたい込んでおりまして、なる
べく曖昧にしない形での協定書等はつくらせていただいております。

2点目ですが、テノ．サポート、今までテノ．コーポレーションと言っていた分ですけれど
も、以前お話しさせていただいたように、おおむね問題はないということで考えております。
指定管理にすることによって、指導員の確保とか、そういう部分が非常に大きな部分じゃな
いかなと思っております。直営ですと、保育所でもなかなか保育士さんがという部分もありま

すし、同じように、この指導員についてもそういう部分も発生してくるかなと思っており
ますので、あとは保護者の意見をなるべく吸い上げながら、テノさんと市と一緒に
なって運営していくという形で進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） はい、わかりました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 今提案されています機構改革で学童が教育部から離れてしま
うというこ
とで、今まで教育部の中で学校とのやりとりも密接にできたと思うんですけれど
も、そこが
変わってしまうというところで、大丈夫かと不安になるところもありますけれど
も、引き
続き子どもたちが穏やかに生活できるような努力を連携して行っていただきたい
と思
います。

賛成討論といたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第85号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」は可決す
べきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2と日程第3を一括上程

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第2、議案第86号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」及び日程第3、議案第  
87号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思  
いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。



文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） それでは、議案第86号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」から説明をさせていただきます。

大宰府展示館の指定管理者の指定については、太宰府市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、平成29年度から3年間にわたって、公益財団法人古都大宰府保存協会を指定管理者の候補者に選定をさせてもらうところでございます。地方自治法第244条の2の第3項の規定で、指定するに当たって、同条第6項の規定によって議決を求めるというものでございます。

大宰府展示館でございますが、政庁の東側にある施設でございます。216㎡ほどの面積で、昭和54年に建築をされております。それ以来、現在公益財団法人の古都大宰府保存協会と申しますが、当時は財団法人古都大宰府を守る会という名称で設定、昭和50年以来、委託をさせていただいたところでございます。平成28年度で指定管理切れましますものですから、3年間を再びこの古都大宰府保存協会にお願いしたいと考えておるところでございます。

実績、昭和54年からずっとありまして、保存協会はそもそも大宰府史跡についての維持管理を行うということで、福岡県と太宰府、当時、町、それから太宰府天満宮によって設立された財団でございます。ずっとやってもろうとんですが、ここ数年は入館者1万人強程度で前後をしており、それから太宰府検定を行ったりして、史跡の普及活動に努めていただいております。

このようなわけでございまして、大宰府展示館については公益財団法人古都大宰府保存協会を候補者として選定をさせてもらうところでございます。

続きまして、議案の第87号でございますが、「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」でございます。

こちら公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成29年度から3年にわたって指定管理の候補者ということで上げたところでございます。

こちら、文化ふれあい館は平成8年に開館しまして、今年で20周年になつとるわけなんですけれども、歴史の散歩道の中核施設として建設されて、散策の方が憩える場所であったり、生涯学習の場所であったり、それから埋蔵文化財を中心とした文化財の調査研究、それから展示、普及等に当たるところとしてつくられております。建物の面積は延べ床で4,373㎡あるわけでございます。

こちら指定管理者制度になってからは、ずっとこの公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定管理をお願いしているところでございます。館の目的に沿った効果的な運営をしていただいとることを考えて、引き続きということになりました。

平成27年度実績で2万6,725人というところで、大体2万7,000人前後で入館者は前後しております。それから、各種講座、自主講座を多くやっていただいたり、それから文化財課と協働して、まるごと歴史展とかそういう展示会を進めてもらっております。さらに、今からの時期

ですけれども、毎年くらしのうつりかわり展ということで、各小学校から自分たちのお父さん、お母さんの時代、おじいさん、おばあさんの時代ということを理解してもらうような企画展示をしておるところでございます。

このようなわけで、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成29年度から3年間にわたって指定管理者の候補とするものでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第86号について質疑はありませんか。

有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） 議案第86号でございますけれども、先ほど古都保存協会の説明がありましたけれども、長くやってあるんですけれども、大体何人ぐらいの構成員でやっておられるんでしょうか、古都保存協会。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 理事長が1人、それから事務局のほうを申しますと、事務局長1人、それからあとは嘱託、臨時の方が7人でやっております。

○委員長（門田直樹委員） 有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） となると、史跡とかいろいろ、太宰府検定とかやっているんですけれども、それはこの方以外で、ボランティアみたいな形でやってあるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 太宰府検定のことでございますか。

太宰府検定は実行委員会形式でやってありまして、実行委員会が別にあって、その事務局ということで古都大宰府保存協会が実際的な実務をやっているということでございます。ですから、ボランティアの方がほかにいらっしゃるかとすると、そのためだけのボランティアということではないということでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、これで議案第86号についての質疑を終わります。

次に、議案第87号について質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 今の議案第86号のほうは展示館のほうの委託を古都大宰府保存協会という形でなされていますけれども、外側から眺めますと、文化ふれあい館というところが、史跡あるいはそういうものを回遊するような場所にあるという形からしますと、やや古都保存協会がやってもいいのではないのかなという認識を持つんですけれども、これは何か、古都保存協会はこちらを委託できないというふうな限界といいますか、何か制約があるんでしょうか、お

聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 制約があるわけではございません。現に開館から三、四年だったと思  
いますけれども、古都大宰府保存協会が当時は委託という形でやってありました。ですんで、  
森田委員がおっしゃいましたように、今後歴史の散歩道の中核施設というところを中心に考え  
ますと、展示館とふれあい館、それから後ほど出ますけれども、水城に便益施設を予定してお  
りますけれども、これらを一体的に事業をやっていくようなスタイルに変えていくというこ  
とも考えていかないかんといいうふうに思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

今のご説明で、そうだなとも思うんですが、同時に、ふれあい館、地元でよく使わせてもら  
っていますけれども、生涯学習の場であるとか、もちろん史跡の出土品管理とか分析とかもや  
ってあるし、そもそも大宰府館に比べても広大な面積でしたよね。ですから、まず指定管理者  
の仕事の第一は施設の管理というのが大事になって、その中で多様な事業をされてあるとい  
うことで恐らくはこの財団にされたんだと思うので、だからかえたのかな。その辺のところは微  
妙ですね。いろいろな位置づけがありますですから。これは何となく今聞いたのは、感想とし  
て聞いてってください。特に回答は結構です。

それでは、徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 先ほど公募による指定管理を選定委員会、公募によらない場合は、これ  
も選定委員会みたいなものあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 特にはございません。事務局のほうで整理をして、起案をして、市長  
決裁ということで進めております。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 3年ということと、条例の手續に書いてある市長等というか、市長が中  
心になってということと理解していいですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） そのとおりでございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第86号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号について可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第86号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時27分〉

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第87号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号について可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第87号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時28分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第88号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について

○委員長(門田直樹委員) 日程第4、議案第88号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長併中央公民館課長併市民図書館課長。

○文化学習課長併中央公民館課長併市民図書館課長(木村幸代志) それでは、議案第88号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市民図書館につきましては、昭和61年11月に開館しまして、30年を迎えたところでございます。現在、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年間ということで、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者としまして指定を行っているところであります。

来年3月31日をもちまして期限が切れますことから、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの向こう3年間につきましても、引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定、公募によらない候補者の選定により、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者と指定するに当たり、議決を求めるものであります。

主な理由としましては、市の意向を反映するため、市と密接に関係のある太宰府市文化スポーツ振興財団に引き続き指定管理者として指定するのが適当というところでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、太宰府市民図書館の指定管理者の指定については可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第95号 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第5、議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は22ページから25ページ、新旧対照表は1ページから3ページにあります。

まず、議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」でございますが、平成29年4月1日に予定をしております機構改革に伴いまして、事務分掌条例を改正するものでございます。

主な改正点につきまして、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、現在の部でございますが、総務部、地域健康部、市民福祉部、建設経済部の4部で構成されておりますが、これを総務部、市民生活部、健康福祉部、都市整備部、観光文化部とするものでございます。今回の機構改革では枠組みが大きく変更になっておりますので、文言の修正や字句の追加などを含めまして、全部を改正する条例として提案をさせていただいている

ものでございます。

それでは、各部の事務分掌につきまして簡単にご説明させていただきます。

まず、総務部につきましては、改正前の（エ）国際交流に関することを観光文化部に移しますことから、削除をいたしております。一方で、地域づくり課の（ア）地域コミュニティにすることが地域健康部から編入されますので、改正案の（ソ）にその旨を記載をしております。また、現行の（サ）行政情報に関することにつきましては、ICT推進という文言を追加いたしております。

次に、市民生活部についてでございます。

市民生活部につきましては、現行の市民福祉部の事務分掌から高齢者、障がい者、子育て、生活困窮者支援関連の福祉部門を切り離しまして、戸籍、住民基本台帳、市税、国民健康保険、国民年金、公費医療に加えまして、地域健康部の事務でございました人権同和政策、男女共同参画、環境分野を集約いたして所掌事務といたしております。

次に、健康福祉部についてでございます。

こちらにつきましては、現行の市民福祉部の介護保険や高齢者、障がい者、生活困窮者などを対象とした事務のほか、地域健康部の所掌事務であります健康づくりや子育て支援の業務も集約するなど、広い意味での福祉の分野を統合いたしまして、市民の皆様にとりましてもできるだけわかりやすい部といたしたところでございます。

次に、都市整備部についてでございます。

こちらにつきましては、観光文化部ができますことから、現在の建設経済部の事務分掌から観光、商工業、農林業に関する部分を切り離しまして、都市計画を初めといたします土地利用計画関連業務と道路、公園などを初めといたします土木関連業務を事務分掌といたしております。

最後に、観光文化部についてでございます。

こちらにつきましては、これまで建設経済部にありました観光分野と商工、農林などの産業振興分野を独立させまして、さらには観光と文化をつなぎ、国際交流や地域間交流などを通して、誘客を推進し、産業の育成、活性化に努められるよう、地域健康部の所掌事務でありました文化に関することを集約いたしまして事務分掌といたしております。特に文化につきましては、これまでの市民の生きがいづくりというだけでなく、文化や芸術、本市の持つ歴史資源の活用、またそれらをテーマにしたさまざまなイベントなどを開催していくことで、さらなる来訪者を呼び込んでいきたいと。このことは市長が力を入れております観光施策でもございますことから、今回の条例案の内容になっております。

各部に所属する課や係、それぞれが分担いたします事務分掌など、詳細につきましては、この事務分掌条例に従いまして、職務執行規則の中で定めることにいたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。

旧の地域健康部の中にありましたイの生きがづくり、それから(3)市民福祉部のエの児童福祉に関する事、これはちょっと明記的に示されていないような気がいたしますが、実質的にはこれはどちらに属するのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） まず、生きがづくりに関することというのは、この地域健康部ができたときに初めて文言として生きがづくりという言葉をつくって入れております。これは一つには地域健康部ができた目的といたしまして、市民の皆様が元気に、あるいは地域の皆様が地域として元気に過ごしていくということで、元気に生き生きとということ、そういうことを目的にこの地域健康部というのがつくられておりました。そういったことからこの文言を入れております。この生きがいという言葉につきましては、今後も当然、文化や健康づくりの中で出てくるものでございます。そういったことから、今回地域健康部がなくなりましたことで、あえてこの部分は削除をさせていただいております。

それと、児童福祉に関することですが、こちらの分につきましては、健康福祉部のほうに行くような形にしております。この分につきましても、市民福祉部ができたときに、あえて記入をしたものでございますけれども、ここの部分についても同様に削除をさせていただいております。基本は健康福祉部のほうに移るような形でございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 先ほど社会教育のほうで学童保育が保育児童のほうに移ったというふうに言われましたけれども、そういうふうで今までの学童とか重要な部分が、今度の機構改革で移ったというのは、ほかにはあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 済みません、教育部からということでございますか。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 全体的に、例えばスポーツに関する事とか、今度教育部に移ったやないですか。とか、あと子どもの貧困対策であるとか、具体的に重要な課題みたいなものが、今までの課でやったものが、新しい機構になって仕事の中身が変わった課はあるのかどうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） まず、最初にお尋ねがございました学童保育に関しましては、先ほど社会教育課長が申し上げていましたような形で、保育児童課のほうに。これは保育業務を一貫して進めていったほうがいいのではないかとということでまとめております。

このほかに、福祉部門の中でございますけれども、児童虐待の業務とかもこちらの健康福祉部の中、もともと健康福祉部であったんですけれども、違う課に移したりとか、課の中でいろいろな行き来というのはございます。部の中での行き来というのは、今ご説明したような内容でございまして、国際交流にすることが商工のほうに行ったりとか、そういうことはございます。

そういうところでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） それと、今度の機構改革、何か今まで検討した結果、ここに職員数が足りないなとか、そういう職員数での動きみたいなものはあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（田中 縁） 今回の機構改革の案につきまして、現在、人員配置については検討中でございます。

業務として増える部とかがございますので、そういうところにつきましては、人数の調整というのは現在検討しております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございせんか。

有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） 渋滞の件でございましてけれども、これ都市整備部、交通渋滞というのが今盛んに言われているところでありましてけれども、このような対策というか、そういうのは都市整備部でございせんか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） さようでございます。都市整備部のほうの所管という形になってまいります。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございせんか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） もう機構改革、私も議員になって10年ぐらいたつんですけれども、これで3回目か4回目ぐらいになるんです。何でそんなに安定しないのか不思議でたまらんです。新しい部ができたと思ったら、また名前を変えて部が変わって、また係とか。何かもうこれで10年とか20年ぐら行ってもらいたいという希望、要望があるんですけれども。市長がかわれば機構改革をせないかんみたいになっているから、そこら辺でもう動かさんでい



いよというふうな、機構改革せんでもいいよと、何百万円も何千万円もお金かけてやるわけですから、ちょっとそこら辺考えないと、市民の皆さんも困ると思うんです。今までこれでなれてきたのに、また名前が変わって、じゃあこれ何になったとかとなって。そういうところもうちょっと配慮して、まだ決定ではないですが、やっていただきたいと思います。

要望なんで。

○委員長（門田直樹委員） 回答はよろしいですか。

ほかにございませんか。

私からも一言。

副委員長、今言われたのも全く同感で、市民はもちろん、議会もまた名前になれるのに時間がかかるなと思いますが。ただ、そういう言葉が出てくるというのは大事と思うんです。今、渋滞のことを有吉委員が言われたけれども、渋滞というのはこの中に入らないですね。じゃあ、認識がないのかということ、ないことはない。しっかりとちゃんと都市整備部でやるというご認識はあるし、議論もあるんだろうけれども、そういう言葉が行政の中に出てきて、今度ICTとか初めて出てきたですよ。今まで議論の中にはあったけれども、初めて出ることによって、少しずつ動く。これがさらに実際の機構改革の中の課とか係とかに反映されていって、本当の、例えばペーパーカンパニーがあったとしても、物を建てたり、支社とか本社とかできたら、そうしたらそれで本当に動くのだし、信用ができますよね。何とか動かさないと、投資するんだから、その分頑張らないかんなどということですよ。紙だけだったら、もう別にうけなくてもいいという考えにもなる。ちょっと比べ方が変なのかもしれんけれども。

そういうことで、こういうふうな文言は、福祉の中にここの中に全部入るからこれはなくすというのはそのとおりでと思う。シンボリックな形でこういうふうなものを羅列されているんだと思うんです。やることはやらないかんのですから。ですから、そういうふうなお気持ちで今後もやっていただきたいけれども、その前に形を、案ということでもまだ変わるのかどうかよく知らないけれども、楽しみにしております。

ほかよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第96号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第6、議案第96号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中 縁） 議案第96号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は26ページから33ページ、条例改正の新旧対照表は4ページから24ページでございます。

今回の改正につきましては、本年8月8日の人事院勧告に伴いまして、特別職、議会の議員、任期付職員及び一般職の給与等について改定を行うものでございます。

条例改正案については、第1条、第2条が特別職、第3条、第4条が職員、第5条、第6条が議員、第7条、第8条が任期付職員ということになっております。

改定の内容といたしましては、1点目は給与に関しましてですが、民間給与との格差解消のため、職員の給料表を平成28年4月にさかのぼって改定をするものでございまして、平均改定率は0.16%となっております。改定後の表につきましては、議案のほうに掲載してあるとおりの別表で掲載しているとおりでございます。

2点目といたしましては、期末勤勉手当でございます。

まず、議会の議員及び特別職、任期付職員の期末手当につきましては12月の支給割合を0.1月増額して、1.75月とするものでございます。次に、一般職職員の勤勉手当につきましても0.1月増額いたしまして、0.9月とするものでございます。再任用職員につきましては0.05月増額して、0.425月とするものでございます。

なお、本改正条例の第2条、第4条、第6条、第8条につきましては施行期日が平成29年4月1日となりますので、その部分はお含みおきください。

さらに、第4条で改正します一般職の扶養手当につきましては、附則の第4号に掲載しておりますが、平成29年度及び平成30年度の2カ年で扶養手当の額を段階的に見直すこととなっております。配偶者に係る手当につきましては段階的に減額、一方子どもに係る扶養手当につきましては増額ということで見直しを行います。

本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従いまして改正するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 任期付職員についてですけれども、今任期付職員の方は何人いらっしゃるのか。職種もわかればお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（田中 縁） 任期付職員につきましては、調理員で3名、それから研究職で1名、合計4名でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 研究員というのはどちらに配属されている研究員なんですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（田中 縁） 公文書館のほうに配置しております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第96号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」は原案とおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議案第97号 太宰府市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について**

○委員長（門田直樹委員） 日程第7、議案第97号「太宰府市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 議案第97号「太宰府市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は34ページから39ページまで、条例改正新旧対照表は25ページから35ページまででございます。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が5月25日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、日本国内の居住者が台湾所在の投資事業組合等から受け取る特例適用利子及び特例適用配当等について、分離課税により前年中の利子及び配当に係る所得金額に100分の3の税率を乗じた金額を市民税の所得割として課すというものでございます。

今回の法改正が適用される地域としては台湾のみが指定されていることから、本市における該当はほとんどないものと考えております。

具体的な条文の改正につきましては、新旧対照表25ページのほうをお願いいたします。

附則の第20条の2につきましては、附則第20条に改めることになっております。それから、新たに、次のページになりますが、附則第20条の2として、26ページから29ページまでの1条を加え、29ページの附則第20条の3を削除し、31ページの附則第20条の4を附則第20条の3に繰り上げるものでございます。また、それに伴い条番号にずれが生じますので、所要の整理を行っております。

次に、条例の施行期日でございますが、新旧対照表35ページのほうをお願いいたします。

こちらの附則第2条第4項のとおり、この条例は公布の後、直ちに施行され、改正条項は平成29年1月1日から適用することとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第97号「太宰府市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時51分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第98号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の全部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第8、議案第98号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の全部を改正する条例について」を議題とします。

この議案に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、教育委員会へ意見を求める必要があるので、意見聴取を行い、異議なしとの回答をいただいている旨、報告いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(山浦剛志) 議案第98号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の全部を改正する条例について」につきましてご説明申し上げます。

議案書は40ページ、新旧対照表は36ページになります。

こちらにつきましては、先ほどの議案第95号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」に関連するものでございまして、平成29年4月からの機構改革に伴い、改正するものでございます。

現在施行中のこの条例は、平成26年4月1日の機構改革のために地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づきまして、文化財の保護に関することを除く文化に関すること、学校における体育に関することを除くスポーツに関することについて条例を制定、施行したものでございます。

しかし、スポーツに関しましては、学校教育におけるスポーツも社会教育を初めとするスポーツも、同じ部局で一括して考え、推進していったほうがスポーツ全般の推進のためにはよいのではないかと考えまして、スポーツに関する分野につきましてはこの特例条例から削除しまして、教育委員会所管、教育部のほうに移すものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） これ、機構改革に教育部にスポーツ課が入るということで、こういった改正が必要だということで理解していいんですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） そのとおりでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 学校教育のスポーツも関係してくるということですか、スポーツ課が。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 先ほど申し上げました、もともと教育委員会といいますか、教育部のほうでは、学校における体育に関する、要するに学校内での体育、部活とかもそうです。そういうものについては、基本的に教育委員会でやらないといけないと。ほかの市長部局のほうに移すことはできないということになっておりまして、それ以外の体育については、この特例条例を設けて市長部局のほうに移すということができましたものですから、これまでそういうふうな形でしておりました。でも、スポーツ全般といたしまして一つところで考えていったほうがいいのではないかとということで、今回またもとに戻したということです。部活とか、学校体育のほうを市長部局に移すと、市長部局のほうでスポーツ全般なんもかんもということは法令上できないようになっていきますので、逆にもとに戻したということでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第98号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の全部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第99号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について

て

○委員長（門田直樹委員） 日程第9、議案第99号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 議案第99号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」の説明を申し上げます。

議案書は42、43ページで、新旧対照表は37、38ページでございます。

今回の改正は、ご存じのとおり、水城跡、県道112号線の東側に、現在便益施設を設置をしておるといふか、工事をしておるところでございますが、これを公の施設とするために、現在あります、太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の中に分館として、現在あります大宰府展示館の分館として位置づけるというための改正でございます。

分館の名称としましては、水城館ということで考えております。

位置については、場所は太宰府市国分二丁目17番10号でございます。施設の広さというのは、100㎡弱というところで、以前もお話ししましたけれども、トイレと休憩施設、それから解説スペースというところが主な内容でございます。

以上のようなところで、よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明は終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第99号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時57分〉

○委員長（門田直樹委員） ここで10分、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○委員長（門田直樹委員） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第104号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（門田直樹委員） 日程第10、議案第104号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

今回の補正（第3号）につきましては、人件費の補正が計上されております。職員給与費全般として15、16ページ、1款1項1目議会費の職員給与費、2款1項1目総務管理費の職員給与費、2款7項1目監査委員費の職員給与費について、あわせて説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（田中 縁） 人件費に関する説明ですので、総務課から先ほどの3つを含めまして、一般会計全体についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の32ページと33ページに給与費明細書がございますので、そちらで説明させていただきます。

今回は一般会計の人件費全体で、特別職分132万2,000円、一般職分5,427万円の合計5,559万2,000円の増額をお願いするものでございます。特別職分につきましては、この32ページの1の表になりますけれども、期末手当と共済費の増額が132万2,000円でございます。一般職につきましては、2番の表になります。内訳といたしましては、給料について1,417万8,000円、職員手当について3,164万6,000円、共済費につきましては844万6,000円の増となっております。

補正の理由といたしましては、先ほど議案第96号でご説明させていただきました人事院勧告によるもの、それから4月、7月の定期の人事異動に伴うものでございます。

人事院勧告につきましては、先ほど勤勉手当の支給割合の0.1月引き上げ、それから給料表の改定ということで、今回の増額ということになっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、1款1項1目議会運営費について説明をお願いします。

議事課長。

○議会議事課長(花田善祐) 議会運営費につきまして、関連を含めて4項目ほどご説明いたします。

まず、1項目めですけれども、3節の議員期末手当98万円の増額ですが、先ほどから総務課長からの説明がありましたように、人事院勧告の関係で議員期末手当が0.1カ月分増額するものであります。

2項目めですが、13節の会議録作成委託料173万1,000円の増額ですが、前期に設置しておりました議会基本条例(議会改革)特別委員会の議事録作成につきまして、引き続き書記が手作業で取り組んでおりましたが、莫大な時間、量であることから、今年度から委託をしております。そこで、今年開催される議会の本会議、常任委員会、予算決算特別委員会を含めて、決算見込みを出しましたところ、173万1,000円ほど不足することが明らかになりましたので、計上させていただいております。

3項目めですが、関連としまして5ページになります。

債務負担行為補正の一番下の変更、会議録作成委託料につきまして、差し引き98万6,000円の増額になっております。平成29年度中に開催される議会の会議録作成委託料につきましては、会議録の納品の関係から平成28年度中に入札、契約を行う必要があることから、平成28年度の当初予算に計上しておりました。1年ほど経過しまして、平成29年度の当初予算編成に当たりまして、今年の実績等を踏まえ再度見込みを算定したところ不足することがわかりましたので、あわせて増額をするものです。主に、常任委員会、特別委員会の増によるものでございます。

4項目めに入ります。債務負担行為補正の追加の1項目め、動画配信サービスシステム使用料、期間が平成28年から平成31年度、限度額が330万6,000円についてでございます。これまで議会のライブ中継につきましては不調なときがありまして、市民及び議員の皆様大変ご迷惑をかけておりました。このたび、ユーストリームというシステムをやめまして、12月と来年の3月議会につきましては、緊急を要することから、予備費を充用してライブ中継を行うようにしております。また、来年度につきましても安定した議会ライブ中継を行う必要があることから、予算要求をしております、入札そして契約を今年度中に行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、2款1項7目庁舎維持管理費について説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（寺崎嘉典） それでは、補正予算書15ページをお願いします。

2款1項7目財産管理費、992庁舎維持管理費300万円について説明させていただきます。

今回の臨時工事請負費の補正につきましては、来年4月1日付組織機構改革に伴う工事請負費の増額をお願いするものでございます。

工事内容といたしましては、本庁舎内の事務室の電気、電話、サイン及びカウンター等の改修工事を行うものであります。

なお、関連がございますので、恐れ入りますが、補正予算書5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正について説明させていただきます。

2款1項庁舎改修事業としまして、ただいま説明しました臨時工事請負費300万円を補正させていただきます。

これは、工事を実施する時期が来年4月1日の土曜日及び2日の日曜日にかけて行うため、繰り越しさせていただくものでございます。

以上で説明終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、20、21ページ、3款2項4目学童保育所管理運営費について説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 補正予算書20、21ページをごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、4目学童保育所費、学童保育所管理運営費1億6,736万7,000円のご説明を申し上げます。

まず、11節需用費、消耗品費8万円、修繕料2万円についてです。平成29年4月から現在プレハブ建物に設置しております国分小学校の第2学童保育所を現在増築中の校舎内に移設することに伴うものです。ちなみに、消耗品費は学童用椅子18脚など、また修繕料は電話回線移設費用になります。学童用椅子等につきましては、できる限り既存のものを使用することで進めており、破損等で取りかえが必要なものに限り購入することにしております。

次に、12節役務費、確認申請等手数料52万円についてです。これは、水城小学校、太宰府南小学校において児童数や特別支援学級の増加に伴い、余裕教室がない状態となっているため、今後の見込みも含め、校舎内にあります水城第2学童保育所と太宰府南第2学童保育所を同学校敷地内に学童保育専用のプレハブ建物を設置し移設する予定であり、その建築のための建築確認申請等手数料2校分になります。

次に、13節委託料、工事設計監理等委託料743万9,000円、学童保育所指定管理料155万5,000円についてです。まず、工事設計監理等委託料は、先ほどの水城小学校、太宰府南小学

校の学童保育所新築に関する設計監理委託料です。なお、工事は平成29年の秋に完成する予定です。また、学童保育所指定管理料につきましては、現在指定管理料に含まれております障がい児支援加配の指導員を子どもの状態を指定管理者、学校、教育委員会で協議し、追加で増員する必要があると判断したために予算計上するものです。

次に、15節工事請負費、学童保育所新築等工事1億5,768万円についてです。これも先ほど説明いたしました水城小学校、太宰府南小学校の学童保育所新築に関する工事費です。2つの小学校とも2階建てのプレハブ建物で設置する予定にしております。

次に、18節備品購入費、施設一般備品7万3,000円についてです。これは需用費同様、国分小学校第2学童保育所の移設に伴うもので、学童用机2台分を計上させていただいております。

関連がございますので、歳入につきまして、あわせてご説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、放課後児童健全育成事業補助金でございます。これは、先ほど説明しました障がい児支援加配の指導員の追加による指定管理料の3分の1に当たります36万5,000円を補正するものです。また、子ども・子育て支援整備交付金につきましては、水城小、太宰府南小の学童保育所の新築に対する交付金4,659万6,000円を計上するものです。なお、補助の割合につきましては、今年度は国庫補助金のかさ上げにより3分の2となります。平成29年度は今のところ通常の3分の1になる予定です。

また、12ページ、13ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、児童厚生施設等整備事業補助金でございます。先ほども説明しましたが、水城小、太宰府南小学童保育所の建築に対する補助金を計上するものです。なお、割合につきましては、本年度は県としての分は6分の1になります。平成29年度は3分の1になる予定です。また、放課後児童健全育成事業補助金でございます。これも先ほど説明しました障がい児支援加配の指導員の追加による指定管理料の3分の1に当たります36万5,000円を補正するものです。

続きまして、5ページ、第2表繰越明許費補正につきましてご説明させていただきたいと思っております。

3款2項学童保育所整備事業1億6,563万9,000円について、これも先ほどから言っております平成28年から平成29年事業として実施するところです。太宰府南小学校、水城小学校学童保育所新築工事に関係する費用である確認申請手数料、工事設計監理等委託料、工事請負費について繰越明許させていただくものです。

説明は以上です。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） これ、補正予算通ったら、学童保育所の指定管理者の先生たちにも早急にご報告をお願いします。どこに建つんやろうかと先日話したときに、まだ報告が来ていないのでということだったです。

それと、先ほど課長とお話しさせていただいたときに、恐らく場所はプールの横あたりになるんじゃないかということであったんですけども、あそこ大きなマンホールがあって、分厚いとかでこぼことした。ああいうのも危険になるので、そこら辺もできたら頭の隅に置いておいてください。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 議決いただきましたら、早急にテノの会社のほうと、その点につきましてはきちんと報告をまずさせていただいて、指導員のほうにもきちんと説明するように、また伝えていきたいと思います。

もう一点が、場所等につきましては、設計業者が決まりまして、実際設置可能な場所、それに付随する危険な場所とかありましたら、そういうものも含めて、できればそういう形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、26、27ページ、10款1項2目学校教育運営費及び同目不登校対策費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款1項2目、細目150学校教育運営費、13節委託料、電算委託料94万円についてご説明いたします。

現在、太宰府東小学校におきまして、平成27年度から3年間の研究指定授業として位置づけ、タブレット端末、電子黒板、デジタル教科書などの配備を行い、タブレット端末、デジタル教材を活用した授業について研究を行っております。今回の電算委託料94万円につきましては、タブレット端末がどの普通教室でも使用できるように、教室等の各階に無線アクセスポイントを設置するものでございます。

続きまして、10款1項2目、細目151不登校対策費、23節償還金利子及び割引料、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金返還金267万1,000円についてご説明いたします。

このたびの返還金は、平成27年度実施の会計実施検査にて、平成25年度に実施した不登校対策事業に係る経費のうち、既存雇用者に係る人件費について補助の対象外とされたことによるものです。詳細といたしましては、当時の交付要綱においては、既存雇用者の人件費について具体的な定義が示されていなかったため、不登校対策という事業に必要な経費として、新規雇

用者1名及び既存雇用者1名の人件費を申請し、内容について国、県の審査を経て交付をいただいておりますところ、会計検査院より補助金の趣旨が新規雇用者を雇用するためのものであることから、既存雇用者の人件費についても、新規雇用者を指導した経費についてのみ対象とすべきであるという指摘がございまして、当時の具体的な指導の記録が残っていなかったことから、経費として認められず、返還となったものです。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、10款2項1目小学校管理運営費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款2項1目、細目150小学校管理運営費、07節賃金、調理員36万円ほかについてご説明いたします。

まず、調理員36万円につきましては、平成28年度再任用調理員が週5日勤務予定で予算を計上しておりましたが、当初予算確定後に再任用調理員の勤務日数が週3日勤務になったことによりまして、臨時職員である再任用代替調理員の予算が必要になったことから、今回の補正が必要となりました。

続きまして、11節消耗品費250万円につきましては、来年度学級増が見込まれる国分小学校の通常学級で必要な教卓やCDラジカセ等の消耗品費と給食関係の食器かご、食缶などの消耗品費、また今まで保護者負担としていました小学校1、2年生で使用する算数セットを全学校分の新1年生の児童数分を市で負担をするというものでございます。この予算の主な目的は、保護者負担の軽減を図るというものであります。最後に、新年度学級増が見込まれる国分小学校の机、椅子、また廃棄により購入しなければならない机、椅子の予算でございます。

次に、18節備品購入費23万円につきましては、来年度学級増が見込まれる国分小学校の通常学級で必要なオルガンや片袖机、給食用の配膳台の備品購入費でございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 来年、新1年生のも教材、備品は保護者負担を軽減ということでしたが、今まではこういったのなかったですか、備品に関して。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 今までも種類はたくさんございましたけれども、市のほうで特に負担をしてはおりませんでした。今回が初めてかと思えます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） はい、ありがとうございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に、同目小学校施設整備費について説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 151細目小学校施設整備費、12節役務費37万2,000円、委託料180万8,000円についてご説明申し上げます。

これは太宰府小学校給食室大規模改造工事に伴うもので、一部増築することにより、確認申請等手数料を予算計上するものです。

また、13節委託料、工事設計監理等委託料180万8,000円については、太宰府小学校給食室大規模改造の設計単価校正のものになります。この設計につきましては、平成26年度に作成していたことから、平成29年度に工事を行うために、設計単価の見直し等を実施する必要が生じたことから予算計上するものです。

説明は以上です。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、同項2目要・準要保護児童関係費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款2項2目、細目150要・準要保護児童関係費、20節扶助費、学用品費ほか327万6,000円についてご説明いたします。

この予算につきましては、今まで小学校の新1年生に就学援助費として7月末に支出しておりました算数セットなどの学用品費や通学用品費を3月末の入学式前に支出をいたしまして、入学準備に必要な経費を早目に支給するというものでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） この件についてですけれども、対象になるのは今年度就学援助を受けている子どもたち家庭になりますか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 対象になりますのは、来年4月に入学を迎える新1年生が対象になります。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 済みません。私の質問が悪かったです。来年度1年生になる子たちなので、就学援助は受けてないですね。

告知はどのようにされますか。今、幼稚園に行っている子たちということですよ。

告知の方法といつまでにそれをされるのか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 年が明けまして、新1年生の説明会を全学校行っておりますので、教育委員会のほうから出向きまして、詳しい説明をいたす予定でございます。また、その日出席されていない方につきましては、何らかの方法で文書等でお知らせをするような予定でございます。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、28、29ページ、10款3項1目中学校管理運営費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款3項1目、150中学校管理運営費、11節需用費、消耗品費40万円についてご説明いたします。

消耗品費40万円につきましては、来年度学年進行等によりまして机、椅子が不足する太宰府西中学校と太宰府中学校の予算、それから廃棄により購入しなければならなくなった学業院中学校の机、椅子の予算でございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、同目中学校施設整備費について説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 151細目中学校施設整備費についてご説明申し上げます。

13節委託料、校舎等改造工事設計監理等委託料1,410万円についてです。これは、太宰府中学校大規模改造工事の設計監理委託料と太宰府西中学校トイレ改修工事の監理委託料になります。ちなみに、国の第2次補正予算において学教施設環境改善交付金の交付決定を受けたことにより、前倒しして計上させていただいております。

次に、15節工事請負費、校舎等補修工事370万円、校舎等改造工事2億5,240万円についてです。まず、校舎等補修工事は現予算残額と例年のこれからの支出額を考え、予算上急な対応ができる体制をとる必要があるため、不足分を今回計上させていただいております。そして、校舎等改造工事につきましては、設計監理等委託料同様、太宰府中学校大規模改造工事と太宰府西中学校トイレ改修工事についてです。ちなみに、この工事費も国の第2次補正予算において

学校施設環境改善交付金の決定を受けたことにより、前倒しし計上させていただいております。

関連がございますので、歳入につきまして、あわせてご説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金、学校施設環境改善交付金4,907万7,000円でございますが、こちらは先ほどご説明いたしました太宰府中学校大規模改造工事及び太宰府西中学校トイレ改修に対する交付決定金額を計上させていただいております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

21款市債、1項市債、5目教育債、2節中学校債、中学校施設整備事業2億980万円でございますが、こちらも太宰府中学校大規模改造工事及び太宰府西中学校トイレ改修工事に対する起債額を計上させていただいております。

続きまして、5ページの第2表繰越明許費補正につきましてご説明させていただきます。

工事につきましては、平成29年度に実施しますので、繰り越しをお願いするものです。

続きまして、6ページも関連がございますので、ご説明させていただきます。

第4表地方債の補正の変更を上げさせていただいております。

中学校整備事業債限度額2億4,380万円ということで計上させていただいております。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、同項2目要・準要保護生徒関係費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款3項2目、細目150要・準要保護生徒関係費、20節扶助費、学用品費ほか329万7,000円についてご説明いたします。

この予算につきましては、今まで中学校の新1年生に就学援助費として7月末に支出しておりました学用品費や制服などの通学用品費を3月末の入学式前に支出して、入学準備に必要な経費を早目に支給するというものでございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、10款4項6目史跡地管理事業費について説明をお願いします。



文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 10款4項6目文化財整備費の281史跡地管理事業費、13節委託料、草刈り等委託料137万8,000円について説明をさせていただきます。

史跡地の管理は、適正にご迷惑かけないようにということで、草刈り等を行っているところでございますが、今回大宰府跡の東側、月山という山があるんですが、その東斜面の下に仏心寺というお寺がありまして、このお寺の史跡地、お寺からすると西側の史跡地内で木が繁茂しまして、この仏心寺さんに非常に乗りかかってご迷惑をかけておるというところで、大きな木、大木を伐採するというのが1つ。それから、史跡観世音寺境内及び院跡の中で、観世音寺の裏からずっと東観世に上がっていく道沿い、坂を上ったところの右手に旧山ノ井池というところがございますが、その道の反対側、西側に雑木林、竹と雑木の林がございますが、この林のさらに西側に個人のお宅がございます、こちらの屋根にもうこの竹とか雑木が乗りかかるような状態になってご迷惑をおかけしておりますので、この2件について樹木の伐採を行うというものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、30、31ページをお開きください。

12款1項1目公債償還元金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 12款1項1目23節償還利子及び割引料、細目330の公債費償還元金についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、今後の市債借入れの状況なども勘案いたしまして、今回1億円を目途として市債の一部繰上償還をするために、公債費償還元金の増額補正を行うものでございます。

関連する歳入といたしまして、補正予算書12、13ページをお開きください。

18款1項1目7節の減債基金繰入金1億円をこの財源とすることとしております。なお、この結果、平成28年度末の減債基金残高といたしましては、予算ベースで1億9,855万1,209円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳出の説明は終わります。

それでは次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書12、13ページをお開きください。

18款1項1目財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 18款1項1目6節の財政調整資金繰入金7億7,219万8,000円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、今回の12月の補正財源調整といたしまして、財政調整資金を充てるものでございます。なお、平成28年度末の財政調整資金残高といたしましては、予算ベースで23億7,897万3,025円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳入の説明を終わります。

それでは次に、補正予算書の5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正については、歳出のほうであわせて説明を受けておりますので、第3表債務負担行為補正の審査に入ります。

AED賃借料について説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） AED賃借料につきましてご説明申し上げます。

現在、市内の小・中学校、プラム・カルコア太宰府などの公共施設とイベント用貸出機を含め、50台のAEDを平成26年度から当課で一括管理しております。AEDにつきましては、購入した物、賃借した物、寄贈を受けたものがあり、設置した年もさまざまです。また、耐用年数は5年から7年ぐらいであり、この間電池交換や電極パッド交換が必要になるため、本体の購入額、電池等の交換費用を考慮しますと、購入するより賃借したほうが費用が安価であるので、購入や寄贈で耐用年数が過ぎたAEDは全て賃借により設置するようにしております。

今回補正をお願いする分は、耐用年数を迎える購入した8台、賃借期間の終了を迎える2台、新たに設置する3台、計13台について賃借するために、期間と限度額の債務負担行為の設定をお願いするものです。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 今、全50台あるということで、それプラス、あつ違う。今あるのは全部で50台ということでもいいんですか。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 現在50台になっております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、小学校自家用電気工作物保安管理業務委託料及び中学校自家用電気工作物保安管理業務委託料について説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 同じく第3表債務負担行為補正、上から3段目、小学校自家用電気工作物保安管理業務委託料及び上から4段目の中学校自家用電気工作物保安管理業務委託料についてご説明申し上げます。

これは、市内の小・中学校の自家用電気工作物保安管理業務委託料に関する債務負担行為の追加でございます。平成28年度中に業者を選定、入札し、複数年の契約を行うために債務負担行為を行うものでございます。金額につきましては、小学校が406万5,000円、中学校が238万5,000円を計上するものでございます。

説明は以上です。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 自家用電気工作物、具体的にいうと、どういう。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 具体的にといいますと、電気会社などの供給会社から600ボルトを超える電圧を受電して電気を使用する設備ということで、よく室外にもあります電気の受電をする施設が学校施設内にあるかと思いますが、そういうものの保守点検になるものです。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、指定管理料（水城館）について説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 指定管理料（水城館）についてでございますが、先ほど条例の改正でご説明しましたとおり、水城跡東門付近に設置する便益施設、水城館と仮称しておりますが、こちらの指定管理を行うために、平成28年度に選定いたしまして、平成29年度から平成31年度に指定管理を行うための債務負担でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で第3表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

次に、第4表地方債補正につきましては、歳出のほうであわせて説明を受けておりますので、これで当委員会所管分の説明は終わりましたが、補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第104号の当委員会の所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時46分〉

以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年 2月17日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹